

# 泉佐野市公式キャラクター

## 「イヌナキン」

### デザインガイドマニュアル



©ゆでたまご／泉佐野市



**イヌナキノデザイン等を使用する場合は、必ず著作権者である泉佐野市へ事前に申請し許諾を得なければ使用することはできません！**

1 **デザイン等使用料の有無**

デザイン等を使用する際の料金は無償です！

但し、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等の収益を上げることを目的とするもしくは見込まれる場合は**有償**です！

収益を目的とした有償の一例・・・

キーホルダーの販売



©泉佐野市 泉佐野市

パッケージ等への掲載



広告

犬鳴山温泉  
キャンペーンセール  
抽選で無料入浴券が当たる！



Tシャツの販売



**※Tシャツやタオルを販売する場合は、市と値段設定等について協議し決定するものとします。また、タオルを販売する場合は、泉州タオル以外の使用は認めませんのでご了承ください。**

2 **デザイン等使用料の算定方法**

有償の場合は、市が許諾し契約を締結した後、市が発行する納入通知書により14日以内に算定したデザイン等使用料を納付してください。

※申請時に総量を確定するのが困難な場合は、一定期間もしくは実績報告等によりデザイン等使用料を算定するものとします。

(算定方法)

目的	デザイン等使用料
販売目的	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数
販売以外（景品等）	製造原価×3%×製造個数
サービス	サービス利用料金×3%×利用回数
上記以外でデザイン等使用料の算定が困難な場合	別途協議した上で決定した額

※また、上記デザイン等使用料以外に別途、証紙代金がかかります。

### 3 デザイン等を使用する場合の手続き



#### 1 申請

無償使用の場合

- 「イヌナキン」デザイン等無償使用申請書（様式第1号）

有償使用の場合

- 「イヌナキン」デザイン等有償使用申請書（様式第2号）
- 「イヌナキン」デザイン等商品等使用許諾契約書（様式第3号）
- 「イヌナキン」デザイン等使用料免除申込書（様式第6号）  
⇒要領第7条の規定により使用料の免除を希望する場合

#### 2 審査

泉佐野市及びゆでたまご氏へデザイン等の使用について確認審査

#### 3 決定

- 「イヌナキン」デザイン等使用許諾・不許諾通知書  
（様式第4号）（様式第5号）
- 「イヌナキン」デザイン等使用料免除許諾・不許諾通知書  
（様式第7号）（様式第8号）

#### 4 報告

- 「イヌナキン」デザイン等使用料実績報告書（様式第13号）  
⇒申請時に総量を確定するものが困難なもの

※詳しくは泉佐野市公式キャラクターデザイン等使用取扱要領をご覧ください。

許諾に関しましては、手続き上一定期間かかりますのでご了承願います。

#### 4 提出先

〒598-0007 泉佐野市上町3丁目11-48

泉佐野市生活産業部まちの活性課

TEL072-469-3131

FAX072-463-1827

Mail:kankou@city.izumisano.lg.jp

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

直接、まちの活性課まで持参願います。(但し、持参が困難な場合は要相談。)

<http://www.city.izumisano.lg.jp>

泉佐野市 まちの活性課

検索

#### 5 著作権表示及び許諾番号

「イヌナキン」のデザイン等を使用する場合は、商品やパッケージ、タグ等下記表記(著作権表示及び許諾番号)を必ず付けてください。

必要に応じて、証紙の貼り付け等もお願いします。

イヌナキン イラスト

⇒ ◎ゆでたまご/泉佐野市  
泉佐野市公式キャラクター  
一生犬鳴!イヌナキン!#000

イヌナキン 写真

⇒ 泉佐野市公式キャラクター  
一生犬鳴!イヌナキン!#000

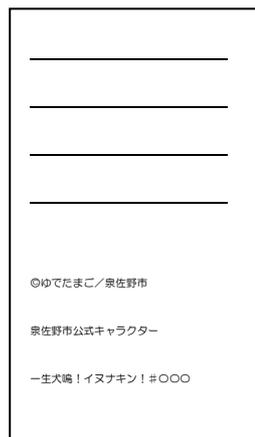
記載例)

印刷物

商品

タグ等

パッケージ等



※#000は決定通知により許諾した許諾番号を記入してください。

## 6 変更申請

許諾を受けたデザイン等の内容を使用期間中に変更する場合は、変更申請が必要です。  
(様式第9号)

変更手続きが必要なケース 例) デザインを変更したい  
製造個数を増やしたい  
使用期間を変更したい  
販売価格を変更したい 等

## 7 申請書に添付する商品等の見本

商品の見本や現物、イラストや写真が入ったチラシ等の広告、仕様書等、「イヌナキン」をどのように使用するか具体的に分かるものを提出してください。  
サンプルを提出する場合には、著作権名及び許諾番号を明記してください。番号は〇〇で結構です。

商品



パッケージ



チラシ等の印刷物



どのような商品であるか、具体的にイメージが分かるものを添付してください。  
現物を提出できない場合は、レイアウト・設計図面等を提出してください。



寸法、場所等を明記してください。(シール等を貼り付ける場合は、現物もしくはデザイン案と商品に貼り付けた画像を添付願います。



チラシ案を提出願います。  
印刷物の中で大きさや場所を明記願います。

**※出来上がった完成品は、速やかにまちの活性課へ提出願います。**

「このガイドラインにより証紙の添付が必要となる商品につきまして、本市が指定する証紙の掲出または添付ないものは、正当な許諾を得ていないとみなし、著作権法に基づき、損害賠償請求を行なうこととなります。」

証紙雛形【見本】



## 8 使用にあたっての留意事項

- ① 許諾された内容、デザインガイドマニュアルに従って使用してください。
- ② 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないでください。
- ③ 許諾は、泉佐野市及びゆでたまご氏が著作権を有する「イヌナキン」のイラスト・写真の使用を許諾するものであり、使用許諾を受けた人に権利が発生するわけではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。
- ④ 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合にはそれに従ってください。
- ⑤ 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ⑥ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、泉佐野市は一切の責任を負いません。

## 9 使用を許諾しないケース

- ① 市の品位を傷つけるおそれ、もしくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- ② 「イヌナキン」及び作者「ゆでたまご」氏のイメージを損なうおそれのあるとき
- ③ 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- ④ 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- ⑤ デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき
- ⑥ 泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当する者が使用する  
とき
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用  
するとき
- ⑧ その他、市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認める  
とき

## 泉佐野市公式キャラクタープロフィール

**名前：**イヌナキン

**年齢：**20歳

**職業：**犬鳴山の義犬伝説主人公の末裔で、  
超自然的な力を得るために犬鳴山で修業中。

**服装：**温泉好きのため泉州タオルを、常に腰に  
巻いており、手には、錫杖（シャクジョウ）  
と呼ばれる杖を持っており、犬鳴山で修業中  
に山伏からもらったもの。

**性格：**正義感と卓越した忠誠心の持ち主で、  
子どもたちには、友情の大切さを説いて  
回る。

泉佐野市の為なら全国どこへでもPRに行く。

（主人のために忠誠を尽くした義犬のDNA。）

**弱点：**温泉があると何をかいても入りたがる。

**口癖：**一生犬鳴（イッショウケンメイ）

（一生懸命、泉佐野市をPRし、一生犬鳴山を愛するという意味）

**好物：**水なす、玉ねぎ（イヌナキンは超人のため、玉ねぎを食べても平気）、  
キャベツ、ガッチョ唐揚



©ゆでたまご/泉佐野市

10 デザイン等について

色・ポーズ等については、市が指定したものしか利用できません。

これは、「イヌナキン」のデザインやイメージを崩さないための使用方法として、原則を示しています。新しいデザイン等を使用したい場合は、別途ご相談ください。

ただし、必ずしも相談＝許諾とはなりませんので、ご了承ください。

■キャッチフレーズについて

必ず、商品等へデザイン等といっしょにキャッチフレーズであります「一生犬鳴！イヌナキン！」を明記願います。

■使用できるイラストについて

原則、こちらで示しているポーズしか使用できません。

上半身や顔だけをそのまま切り出して使用することは可能です。但し、許可が必要です。



■使用の許諾ができない例

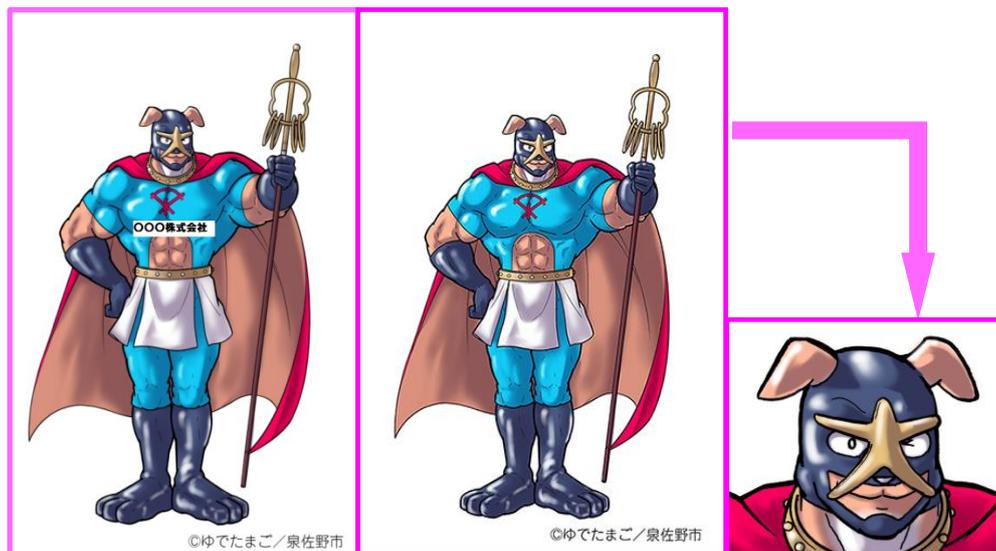
「イヌナキン」の色、形を変更や省略することはできません。

× たて・よこ比率が変わる



「イヌナキン」に他のデザインや文字などを重ねたり加工したりすることはできません。

- × 企業名等を重ねる      × 顔の犬マークが大になっている



## 1.1 イヌナキンQ&A

Q1 個人が使用する場合は申請が必要ですか？

A1 個人使用の場合、申請は不要ですが、個人が撮影した「イヌナキン」の写真をSNS等の個人のブログやフェイスブックで楽しむ場合のみの使用に限られます。

Q2 商品と一緒にその商品のカタログやチラシ・ポップ等でPRしたいのですが、商品以外もそれぞれ許諾申請が必要ですか？

A2 商品の許諾申請時に原稿等も一緒に添付して申請してください。  
またそれぞれに同様の著作権表示及び許諾番号を明記してください。

Q3 許諾を受けた商品などの使用期間に制限はありますか？

A3 許諾通知書に記載された使用期限日迄です。  
翌年度以降に改めて使用期間の追加を希望する場合は、改めて申請願います。  
ただし、当初許諾を受けた商品の在庫は、申請不要です。

Q4 企業等の誘客のための広告看板として「イヌナキン」を使用することができますか？

A4 企業の誘客のための広告看板については、申請書（有償）に必要事項を明記し、申請願います。

Q5 企業内の職員向け冊子等（営利目的でない）に、「イヌナキン」を入れて使用することはできますか？

A5 企業内でその社員だけが見るものについては、許諾契約は不要ですが、使用

物や使用方法について報告願います。

Q6 シールを作りたいのですが可能ですか？

A6 販売用グッズとしてシールセット等は、シール単体の商品として申請は可能です。ただし、製品やパッケージ等に貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットでの許諾となりますので、製品に貼った実際に使用する形で、申請書に資料を添付してください。

Q7 建築物等、長期間「イヌナキン」を使用する場合、年度ごとに許諾番号が変わりますが、修正が必要でしょうか？

A7 物件の性質上、容易に修正できないものは、申請時にご相談ください。

12 **その他（広告使用等による留意事項）**

(1) イラストと写真の取扱いについて

市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、使用する場合は原則として申請が必要です。ただし、個人で撮影した写真を不特定多数の人が対象でなく個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。（例えば個人のブログ等に掲載する場合）

(2) 許諾を受けた商品の写真使用について

許諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告等に掲載することは可能です。この場合、写真データ側に許諾番号を記入してください。

(3) 新聞・TV・雑誌等へのイラストや写真の掲載について

新聞等について、写真データをイベント周知等取材による広報目的で掲載する場合は申請不要ですが、販売促進や誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。